

北上市文化交流センターさくらホール自動販売機の設置に係る建物の貸付けのための条件付一般競争入札を次のとおり実施する。

令和2年12月17日

一般財団法人 北上市文化創造
理事長 新田 満

条件付一般競争入札公告

1 入札に付する事項

北上市文化交流センターさくらホール自動販売機の設置に係る建物の貸付け

2 貸付物件

物件別仕様書のとおり

3 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる要件（以下「入札参加資格」という。）を満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告の日まで過去3年の間、政令第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札公告の日において、北上市に住民登録している個人又は北上市内に本店又は営業所等を有する法人であり、納期到来分の市町村税に未納額がない者であること。
- (4) 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (5) 入札公告の日から落札決定の日までの間に、国及び地方公共団体の指名停止を受けていない者であること。
- (6) 自動販売機の設置管理業務について、入札公告の日において引き続き3年以上営業を行っている者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する者又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、入札の適正さが阻害されると認められることから、該当する複数の者の入札への参加は認めません。したがって、それらの者の1者のみ参加することができます。

ア 資本関係

- ① 親会社と子会社（会社法第2条の規定による親会社、子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の役員の親族（民法第725条）である場合

ウ その他

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 入札参加申込書の提出等

(1) 申込受付期間

令和2年12月22日（火）から令和3年1月14日（木）まで
午前9時から午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 申込受付場所

さくらホール サービスセンター内
一般財団法人北上市文化創造 利用サービス課

(3) 申込必要書類

- ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1）
- イ 条件付一般競争入札参加申込書（様式2）
- ウ 誓約書（様式3）
- エ 委任状（様式4）
- オ 自動販売機設置・管理実績報告書（様式5）
- カ 印鑑証明書
- キ 営業証明書又は登記事項証明書
 - (a) 個人の場合：営業証明書
 - (b) 法人の場合：登記事項証明書又は、北上市が発行する営業証明書を提出すること。
- ク 市町村税の納税証明書（令和2年度課税分）
- ケ 設置しようとする自動販売機のカタログ
- コ 取扱商品一覧表（様式6）
- サ 自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式7-1）

(4) 申込方法

受付期間内に申込必要書類を受付場所に直接持参すること。

なお、直接持参以外の方法（郵送、FAX等）によるものは受けません。

(5) 様式等の入手方法

入札説明書、仕様書、様式等関係種類は、さくらホールホームページを確認のうえ入手すること。

5 入札参加資格審査

入札参加資格について審査し、令和3年1月19日（火）までに条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式8）を入札参加申込者へ通知する。

なお、入札参加資格がないと認められた者は、次によりその理由について説明を求めることができる。

- (1) 提出期限 令和3年1月22日（金）午後4時まで
- (2) 提出場所 さくらホール サービスセンター内
一般財団法人北上市文化創造 利用サービス課
- (3) 提出方法 書面（様式は任意）

説明を求められた場合には、令和3年1月27日（水）までに説明を求めた者に回答する。

6 現地説明会

日時 令和3年1月21日（木）午後1時から

場所 さくらホール 1階サポーターズルーム（自販機コーナー奥）

7 入札会

(1) 日時 令和3年1月29日（水）午前11時

(2) 場所 さくらホール 2階 会議室

(3) 落札決定

有効な入札を行い、月額売上金額（消費税抜き）に対して乗ずる最低の料率以上で最高の料率（ただし、北上市文化交流センター条例別表の規定により50パーセント以下。）をもって入札した者を落札者とする。当該者が2人以上あるときは、くじ引きで落札者を決定する。

8 最低の料率

毎月の売上金額（消費税抜き）に対して乗ずる最低の料率 10パーセント

9 貸付料

貸付料は、貸付契約に基づき、次に掲げるものの合計額とする。

(1) 施設貸付料 1台あたり月額3,700円（税込）

(2) 月額売上金額（消費税抜き）に対して入札により決定した料率を乗じて得た金額に消費税率を乗じた金額。

10 貸付料の納付

9に掲げた貸付料を利用月の翌月末日までに納付すること。

11 その他

(1) 入札説明書等入札に関する関係書類を熟読のうえ記載する事項を遵守すること。

(2) 入札に際し、不正又は不誠実な行為があったと認められるときは、落札者の決定を取り消すことがある。

(3) このほか、一般財団法人北上市文化創造の指示に従うこと。

12 担当部署

一般財団法人北上市文化創造 利用サービス課

電話 0197-61-3300